

○ 室蘭市建築基準法施行条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

建築基準法の一部改正に伴い、機械室等に係る建築物の容積率に関する特例の認定及び第一種低層住居専用地域等又は高度地区内の建築物の高さの特例に関する許可手数料を設けるほか、規定の整備を行うもの

2. 条例改正の概要

建築基準法の一部改正に伴い、次の改正を行う。

○手数料の新設

次の手数料を新設する。

- ・住宅又は老人ホーム等に高効率給湯設備を設ける場合、当該設備に係る床面積について、容積率の算定となる面積に算入しない特例の認定手数料
- ・省エネ改修などの工事に際して、高さの制限を超えることが構造上やむを得ないものについて、高さの制限を超えることを可能とする特例の許可手数料

○規定の整備

複数建築物の敷地を一の敷地とみなす認定対象等の拡大に伴う規定の整備

3. 施行期日

公布の日から施行する。